

公 告 5 号
令和 6 年 7 月 18 日

被 保 險 者 各 位

三菱重工健康保険組合
理事長 谷 浦 稔

組合規約一部変更の件

当組合規約の一部を下記のとおり変更しましたので、健康保険法施行令第3条第2項および組合規約第52条の規定により公告します。 了

記

- 「エムエイチアイマリテック株式会社 長崎市飽ノ浦町」を「MHIマリテック株式会社 長崎市飽ノ浦町」に改める。

附 則

(施行期日)
この規約は令和6年6月25日から施行する。

以 上